

「ふるさと投資」連絡会議規約

(目的)

第1条 この規約は、「ふるさと投資」連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び活動に関する事項を定めることにより、連絡会議構成員等（以下「構成員等」という。）が、資金の大都市から地方への流れや地域内での循環、住民による直接的な資金提供のしくみとして、ふるさと投資の普及・促進を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において「ふるさと投資」とは、地域資源の活用やブランド化など、地方創生等の地域活性化に資する取り組みを支えるさまざまな事業に対するクラウドファンディング等の手法を用いた小口投資であって、地域の自治体や地域づくり団体の活動と調和が図られたものをいう。

(活動)

第3条 連絡会議は、第1条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) ふるさと投資を活用した地域活性化の総合的検討
- (2) 構成員間での情報交換
- (3) 関係省庁との情報交換
- (4) 普及・促進に係る施策の提案
- (5) その他目的達成に必要な事項

2 連絡会議の活動は、平成27年度末までとする。

(組織)

第4条 連絡会議は別表に定める構成員等により組織する。

- 2 構成員等の変更にあたっては、事務局は関係する構成員等に意見を聴くものとする。
- 3 連絡会議は、アドバイザー及び関係省庁の協力を得て、活動を行うものとする。

(役員)

第5条 連絡会議に次の役員を置く

- (1) 会長 1団体
- (2) 副会長 1団体

2 会長は、構成員の中から互選する。

3 副会長は、構成員の中から会長が指名する。

(役員 の 役割)

第6条 会長は、連絡会議を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

(事務局等)

第7条 連絡会議の事務局は、内閣官房及び内閣府が務める。

2 連絡会議の庶務は、内閣府地方創生推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附則 この規約は、平成26年10月31日から施行する。

附則 この規約は、平成26年12月1日から施行する。

附則 この規約は、平成27年2月24日から施行する。

附則 この規約は、平成27年5月18日から施行する。

附則 この規約は、平成27年6月19日から施行する。

附則 この規約は、平成27年7月31日から施行する。

附則 この規約は、平成27年9月29日から施行する。

附則 この規約は、平成28年1月20日から施行する。

附則 この規約は、平成28年2月19日から施行する。

別表 構成員等

[平成 28 年 2 月 19 日時点]

・構成員

地方公共団体

北海道、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道岩見沢市、岩手県、岩手県陸前高田市、宮城県、宮城県登米市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、新潟県、新潟県長岡市、新潟県妙高市、新潟県阿賀野市、新潟県粟島浦村、福井県、長野県、長野県川上村、静岡市、静岡県伊豆市、名古屋市、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、奈良県葛城市、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、岡山市、岡山県西粟倉村、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、北九州市、福岡市、福岡県久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、熊本県、熊本県大津町、熊本県錦町、熊本県相良村、宮崎県延岡市

地域金融機関等

北海道銀行、北洋銀行、釧路信用金庫、青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、七十七銀行、仙台銀行、秋田銀行、北都銀行、秋田県信用組合、荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行、東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、いわき信用組合、常陽銀行、水戸信用金庫、足利銀行、栃木銀行、佐野信用金庫、群馬銀行、東和銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、千葉銀行、東京都民銀行、東日本銀行、八千代銀行、東京東信用金庫、西武信用金庫、城南信用金庫、多摩信用金庫、横浜銀行、湘南信用金庫、第四銀行、北越銀行、大光銀行、北陸銀行、富山第一銀行、八十二銀行、長野銀行、長野県信用組合、十六銀行、岐阜信用金庫、東濃信用金庫、飛騨信用組合、静岡銀行、清水銀行、浜松信用金庫、沼津信用金庫、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、瀬戸信用金庫、知多信用金庫、三重銀行、百五銀行、第三銀行、滋賀銀行、京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、池田泉州銀行、関西アーバン銀行、みなと銀行、紀陽銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、西京銀行、徳島合同証券、百十四銀行、香川銀行、伊予銀行、四国銀行、福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、十八銀行、親和銀行、肥後銀行、熊本銀行、大分銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、新生銀行、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

支援団体等

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、第二種金融商品取引業協会、A-p o r t、きびだんご、GREENFUNDING by T-S I T E、M a k u a k e、ジャパングビング、

スペースマーケット、宙とぶペンギン、日本財団、日本青年会議所、FAAVO、
ミュージックセキュリティーズ、READYFOR?

地域メディア等

全国地方新聞社連合会、ふるさとテレビ、カカクコム

・アドバイザー（学識経験者等の有識者） 順不同

塩澤 修平 氏 慶應義塾大学経済学部教授

赤井 厚雄 氏 早稲田大学総合研究機構研究院客員教授

保井 俊之 氏 地域経済活性化支援機構常務取締役

吉野 直行 氏 アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授

日本政策投資銀行

日本証券業協会

・関係省庁

金融庁、経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣官房、内閣府地方創生推進室